

ご利用者様各位、
及び、各居宅介護支援事業所 殿

平成30年4月17日
デイサービスセンターさくら
デイサービスセンターさくら第二

H30/4の介護報酬改定に伴う延長サービスについて。

デイサービスのご利用、有難う御座います。

早速ですが、見出しの件、以前のサービス提供時間は2時間区切りで有り、当デイサービスは「7～9時間」の中で、7時間15分をサービス提供時間としておりました。

介護保険の延長加算は「7～9時間」のサービス提供時間が終わった後の9～10時間まで、10～11時間まで、11～12時間まで、と1時間刻みで15時間まで、延長加算として1時間50単位（金額にして508円。一割負担の方は51円）で延長利用が出来ていました。

ちなみに当デイサービスではサービス提供時間の7時間15分から延長加算を算定出来る9時間までの時間は実費（30分・500円）でお願いして、引き続き9時間以上のご利用は介護保険の延長加算を利用してご希望の時間まで延長利用が出来る様にしておりました。

H30/4の介護報酬改定でサービス提供時間が1時間刻みになりましたが、介護保険の延長加算は以前同様、「9時間のサービス提供時間が終わった後の1時間刻みの延長加算」のままでした。

ここで何が問題かということ、サービス提供時間を9時間にしないと、介護保険での延長対応が出来ないと言う事です。

本来であればサービス提供時間が「7～8時間」であれば8時間目以降1時間単位で延長利用、サービス提供時間が「6～7時間」であれば7時間目以降1時間単位での延長利用が出来る様な制度にしなければならないのに、今回の改定ではそこまで踏み込んだ議論はされなかった様です。

サービス提供時間を「8～9時間」にすれば済むことですが、人員配置・勤務時間の問題等ですんなりとサービス提供時間を延ばすわけには行きません。

取り合えず、4月からの当デイサービスの運用としては、

□サービス提供時間は9：15～16：30（7時間15分）のまま、介護保険の延長加算は対応無し。

□延長（早入り含む）利用に関してはサービス提供時間（7時間15分）以外の時間は全て実費。

□延長（早入り含む）の利用料金：500円/30分単位。

と、させていただきます。

これによってご利用時間の見直しが必要な場合は早急にお願ひ致します。

厚生労働省から解釈Q&A等が出ましたら改めて検討し、変更が生じれば連絡を致します。

ご理解とご協力をよろしくお願い致します。